

あなたの再スタート 応援します



「母子家庭」の皆さんを バックアップ

小松市では、母子家庭の皆さんにハローワークと連携して
就業情報などを提供しています。そのほか子どものことや
日常の悩み、色々な制度などについて、相談に応じています。
お気軽にこのパンフレットをご利用ください。

小松市児童家庭課

TEL.0761-24-8054

FAX.0761-24-4312

E-mail:jidou@city.komatsu.ishikawa.jp

<http://www.city.komatsu.ishikawa.jp/>



働きたいけど、子どものことが心配……。

あなたの子育て応援します。

Q 保育所(園)に子どもを入れたいけど、どこに申し込めばいいの

A 仕事や病気などの理由で子どもの世話ができないとき、おさんを預かります。その時は、直接保育所(園)に申し込みをしてください。

保育所(園)には、一時保育・休日保育・病後児一時保育・延長保育・育児教室・育児相談などいろいろな制度がありますので、お気軽に保育所に相談してみてください。

Q 子どもが学校から帰っても、だれもいないので心配……

A 昼間、家庭に保護者のいない小学校低学年児童を放課後(春・夏・冬休みは中は朝から)預かってくれる放課後学童クラブが、市内に、25か所あります。

Q こまつファミリー・サポート・センターってなあに？

A 求職活動中の子どもの預かり、保育所(園)の送迎、学童保育のお迎え帰宅後預かり子どもの病気中の援助等子育ての応援が必要なおときご相談下さい。

お願いしたい方、お手伝いしたい方が会員となり、会員間で行う有償の相互援助活動です。

Q ショートステイ(短期宿泊)ってなあに？

A 一時的な病気や冠婚葬祭、出張などによって家庭で養育ができなくなったとき、有料で児童養護施設の「育松園」で子どもを預かることができます。

Q トワイライトステイ(夜間預かり)ってなあに？

A 仕事がいつも夜間にわたる場合には、母親が帰宅するまでの間、子どもを児童養護施設「育松園」で有料で夕食を提供し、生活指導をしながらお預かりします。

Q 母子家庭で何かと子どもの気持ちが理解できずとても不安

A その子のお兄さんやお姉さんの立場で相談にのったり、学習指導や簡単な家事指導などをするホームフレンド(児童訪問援助)の派遣制度があります。

Q 母子家庭の集いに参加したいのですが

A 同じ境遇の人たちが集まって互いに語り合い、励ましあって、親睦と福祉の向上を図ることを目的に小松市母子寡婦福祉協会が活動しています。一度、参加してみませんか。

何でも気軽にご相談下さい。	
母子自立支援員	母子家庭の社会的自立の促進を図るために、求人情報や就労情報を提供します。 暮らしのこと、子どものこと、貸付金のことなど、どんなことでもお気軽にご相談下さい。
父子相談員	暮らしのこと、子どものことなど、どんなことでもお気軽にご相談下さい。
家庭相談員	子どもの養育やしつけにお悩みの方の良き相談相手です。どんなことでもお気軽にご相談ください。
民生・児童委員 主任児童委員	社会奉仕の精神を持ち、経験豊かな人が各地域で、生活のことや子どものことなど福祉について相談に応じます。

子どもダイヤル相談(助けいしかわ子育て支援財団)
月～土 9:00～21:00
日 13:00～17:00
(076)264-4152

女性ダイヤル相談(女性相談支援センター)
月～金 9:00～17:00
(076)233-3741

女性のためのDVホットライン(石川県)
日～金 10:00～12:00
(076)221-8740

母子・父子・寡婦相談(母子福祉会館)
日～金 9:00～16:00(第3日曜日休み)
(076)264-0503

母子家庭の皆さんのために、色々な福祉施策があります。

詳しいことをお知りになりたい人は、小松市児童家庭課(24-8054)までお問い合わせください。

	制度名	内 容	支給額など
年金・手当	遺族基礎年金	国民年金に加入していた夫が死亡したとき、その夫によって生計を維持されていた妻や子どもに支給されます。厚生年金保険に加入していた夫が死亡したときは、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます。	お問い合わせ先 国民年金-市保険年金課 厚生年金-県社会保険事務所
	児童扶養手当 (所得制限あり)	父と生計を同じくしていない18歳到達の年度末(ただし、一定の障害のある場合は20歳未満まで)の児童を監護している母、又は母に代わって養育している人に支給します。(父が重度傷害を含む) ☆対象外 ・日本国内に住所がない場合 ・公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができる場合 ・児童が父に支給される公的年金の加算対象になっている場合 ・労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができる場合 ・児童が施設に入所している場合 ・事実婚(同居・訪問・金銭的援助)がある場合 (受給資格がなくなって支給された手当では、全額返していただくこととなります。)	☆支給額(月額) 児童1人 全部支給 42,370円 一部支給 42,360円 ~ 10,000円 2人目加算額 5,000円 3人目以降加算額 3,000円 ☆支払い時期 4月、8月、12月の15日に前月分までが支払われます。
	児童手当 (所得制限あり)	6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)を養育している人に支給されます。	☆支給額(月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 ☆支払い時期 2月、6月、10月の15日に前月分までが支払われます。
貸付	母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭や寡婦の皆さんの生活の安定と向上のため、低利子又は無利子で借りることができます。(詳細について事前にご相談ください)	
修学	ひとり親家庭等児童入学・卒業支度金	ひとり親家庭の児童が小学校に入学、又は中学校を卒業したときに支給されます。	☆支給額 小学校入学時 10,000円 中学校入学時 20,000円
	交通災害等遺児すこやか資金	交通事故、労働災害、地震などの災害により、父や母を失った義務教育終了前の遺児を励ますため、その扶養者に対して支給されます。	一人あたり 50,000円
	小松市交通遺児等援護金	交通事故および労働災害により親を失った児童を励ますため義務教育終了前の児童を養育している人に対して毎年支給されます。	一人あたり 30,000円
医療・介護・支援	ひとり親家庭等医療費助成 (所得制限あり)	ひとり親家庭の健康の保持と生活の安定を図るため、母(父)と児童の医療費が助成されます。 子が18歳に達した最初の3月31日で受給資格が喪失。	1ヶ月500円を超えた額を支給
	日常生活支援事業	母子家庭の母等が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等により一時的に家庭支援等のサービスが必要な時、有料で家庭生活支援員を派遣します。	経費などについてお問い合わせ下さい
レクリエーション	ひとり親家庭ふれあい宿泊助成	ひとり親家庭の母や父と児童がゆっくりと触れ合う機会を持つため、温泉などに宿泊した場合には、その費用の一部が助成されます。	年度内1回 一人あたり 母または父 } 3,000円 中・高生など } 小学生以下 2,000円 宿泊経費が助成額を下回ったときは実費を助成。
子育て	その他の社会保障	貯蓄制度(マル優)・JR通勤定期乗車券の割引制度・所得寡婦控除・特別寡婦控除	
その他	母子生活支援施設	母子家庭の母と児童(20歳未満)の福祉を図るために設置された児童福祉施設です。住居の提供だけでなく、施設には母子指導員や少年指導員がいて、母の自立を援助し、児童が健やかに育つよう指導しています。	



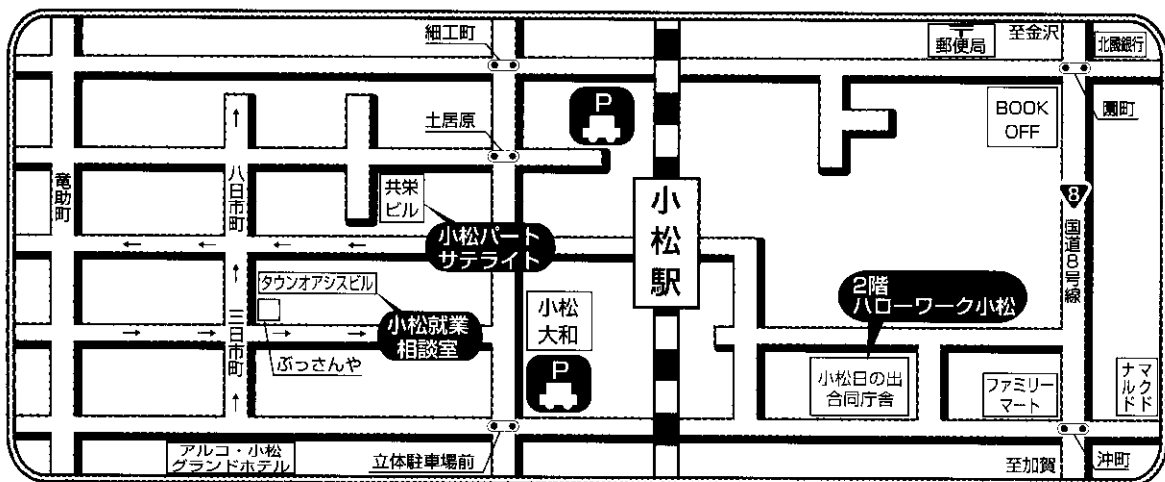
働くお母さん応援します。

Q. 求人情報の提供場所を知りたいです。

働ける時間によって相談する場所が決まります。

フルタイム希望者	ハローワーク	小松市日の出町11街区1号 小松日の出合同庁舎2階	TEL 24-8609 FAX 0761-22-8545
パート希望者	パートサテライト	小松市土居原町380-1 共栄ビル	TEL 22-9833
内職希望者	小松就業相談室	小松市三日市町37(タウンオアシス)	TEL 24-6151 月・火・金 10:00~18:00

ハローワーク小松では求人ナビシステムに求人が登録されています。タッチパネル式パソコンなのでとても簡単です。



車でパートサテライトへお越しの方は、市営駐車場(駅前)の駐車券を提示するとサービスチケット(1時間)が発行されます。

Q. 求人情報を簡単に手に入れることができますか。

情報は次のところで確認できます。

求人情報誌 ハローワーク	発行日 月曜日・木曜日(発行日が休日の場合は前後します) 小松市役所、JR小松駅、JR栗津駅、ハローワーク小松、小松パートサテライト
インターネット情報	ハローワークインターネットサービス「全国版」 アドレス http://www.hellowork.go.jp 石川しごとネット アドレス http://www.shigoto-net.pref.ishikawa.jp 小松市役所ホームページからハローワーク小松の最新の求人情報を提供 アドレス http://www.city.komatsu.ishikawa.jp *更新日 毎日(休日を除く) 最新の求人3日間
FAX求人情報	FAX番号 0761-24-6321 更新日 月曜日・木曜日

財団法人21世紀 職業財団石川事務所	再就職希望登録者を募集しています。(登録料は無料) 金沢市片町2-2-15 TEL 076-234-2040
-----------------------	-----------------------------------------------------------

★.その他の相談機関

石川県母子福祉 センター	母子家庭や寡婦の方の就業に関する 相談や技能講習、就労情報の提供などを行っています。 金沢市芳斉町1-15-20 TEL 076-223-7025
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------



アクセス
してみませんか

児童家庭課前にパソコンを設置しました。母子自立支援員がホームページ情報の検索のお手伝いをします。お気軽にご利用ください。

その他

雇用保険の失業給付 職業能力開発(訓練) 教育訓練給付制度	詳しいことは、ハローワークにご相談ください。
-------------------------------------	------------------------

■母子家庭とは…死別・離別により配偶者のない20歳未満の児童を扶養している家庭をいいます。